

鳥取県立〇〇学校 地域の産業界と学校のネットワーク会議要綱

鳥取県立〇〇学校

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の産業界と学校のネットワーク会議(以下(「ネットワーク会議」という。))に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 ネットワーク会議は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 産業界と学校のネットワークを構築し、地域の産業界の担い手を育成する事項
- (2) 地域の産業界と連携して各学校に応じた教育プログラムを設定又は検証する事項
- (3) 経済・産業情勢の変化、及び産業界のニーズに、教育を迅速に対応させる事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、10名程度の委員を持って組織する。

(委員)

第4条 委員は、各学校(専門高校9校)と深く関わる地域の企業から、学校長の推薦により、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、教育委員会が任命した日から当該年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 ネットワーク会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、委員長(委員長が定まる前にあつては地域の産業界と学校のネットワーク会議委員会の庶務を行う学校長)が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 ネットワーク会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、鳥取県立〇〇学校において行う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。